

## 香川県知事賞の交付に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、県が、県又は県に事務局がある団体以外の者の主催する事業（以下「事業」という。）に対する香川県知事賞（以下「知事賞」という。）の交付に係る承認事務を適正に行うための承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

### (承認基準)

第2条 知事賞交付の承認基準は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、県行政の円滑な推進の観点等から特に必要があると認めるものについては、知事賞の交付を承認あるいは不承認とすることができるものとする。

### (申請手続)

第3条 知事賞交付の承認を受けようとする者は、原則として対象事業開始（事業の開催日又は知事賞を交付する旨が記された広報物の印刷作業の開始日のいずれか早い日をいう。）の14日前までに、知事賞交付申請書（第1号様式又はこれに準ずるもの）に下記の書類を添えて関係課（所管が明らかな場合は所管課、明らかでない場合は秘書課）へ提出するものとする。

(1) 主催団体の役員名簿

(2) 収支予算書

(3) 前回開催時のパンフレット等

2 前項の規定にかかわらず、事業実施予定日から起算して5年以内に承認を受けている事業で、実施目的、主催者及び内容に前回の承認時と変更がないものについては、審査に支障のない場合は上記書類を適宜省略することができる。

### (決定)

第4条 前条の規定による申請があった場合、主管部局長がその内容を審査し、適当と認めるときはその結果を第2号様式により、承認できないときはその旨を第3号様式により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

2 申請に対する決定に当たっては、知事公室長に合議するものとする。

### (事業計画の変更等)

第5条 知事賞の交付を承認された者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかにその旨を届け出なければならない。被授与者の該当がなかったときも、同様とする。

### (事業実施報告)

第6条 知事賞の交付を承認された者は、事業終了後30日以内に事業実施報告書（第4号様式又はこれに準ずるもの）を関係課へ提出しなければならない。

### (承認の取消)

第7条 知事賞の交付を承認した事業であっても、次の各号の一に該当すると認められる場合には、その承認を取り消すことができる。

(1) 事業内容が第2条の承認基準に該当しなくなったとき

- (2) 承認された者から取消の申し出があったとき
  - (3) 偽りその他の不正の手段により承認を受けたとき
  - (4) 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
  - (5) 承認された者又は被授与者の行為により知事賞の權威が失墜するおそれがある場合など、承認を取り消すことが適当であると認められるとき
- 2 前項の規定による承認の取消については、第4条の規定を準用する。

(取消を受けた場合の取扱い)

第8条 前条第1項第3号、第4号又は第5号の規定により承認が取り消された場合には、以後の知事賞の交付を承認しないものとする。承認を受けることなく無断で知事賞を交付した場合も同様とする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第9条 第3条及び第6条に規定による申請については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われる申請については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。

別表（第2条関係）

<p>主催者についての承認基準</p>	<p>1 国及び地方公共団体                  2 新聞社、放送局等の報道機関                  3 公益法人、特定非営利活動法人その他県行政の円滑な推進に寄与する事業を行っている団体（宗教団体又は政治団体を除く）。ただし、団体の所在地や組織が明確であり、当該事業を遂行する能力があると認められるものに限る。</p>
<p>事業内容についての承認基準</p>	<p>1 県行政の振興発展に寄与するものと認められること                  2 事業内容、開催場所等から広く一般県民の参加が見込まれるもの又はその効果が広く県民に及ぶものであること                  3 企業等の宣伝又は営利を目的とするものでないこと                  4 宗教活動又は政治活動を目的とするものでないこと</p>

備考

- 1 主催者については、「主催者についての承認基準」の1から3までのいずれかに該当しなければならない。
- 2 事業内容については、「事業内容についての承認基準」の1から4までのすべての項目に該当しなければならない。

(第1号様式)

知事賞交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 名 称  
代表者氏名

事業名	
主催者	
共催、協賛、後援等	
開催期日 ※募集期間、表彰日も記載	
開催場所	
実施目的	
事業の内容、対象者	
事業開始年度、これまでの 知事賞の交付の有無	
料金徴収の有無 (有の場合は具体的に記入)	
知事賞の交付希望枚数	
被授与者の選考方法、審査 基準	
【申請時に被授与者が決定している場合のみ】 被授与者の氏名、住所、連絡先（電話番号） (氏名は、雅号ではなく本名を記載。児童・生徒の場合は、住所、連絡先は学校名と学年を記載)	
賞状（案）	
連絡先 (住所、氏名、電話番号等)	

※添付書類：主催団体の役員名簿、収支予算書、前回開催時のパンフレット等

(第2号様式)

番 号  
年 月 日

様

香川県知事

知事賞の交付について

年 月 日付けで申請のありました下記事業に対する香川県知事賞の交付については、これを承認します。

記

※承認の条件

- (1) 申請された事業計画どおり実施してください。事業計画を変更しようとするとき、事業を中止しようとするとき、又は被授与者の該当がないときは、速やかに〇〇課・▲▲グループまで届けてください。
- (2) 事業実施終了後 30 日以内に事業実施報告書（様式4）を送付してください。
- (3) 上記の届出又は報告がなされなかったときには、今後の承認ができなくなりますので注意してください。

**お願い**

表彰式等の開催に当たっては、災害等緊急の場合の事業開催場所における避難場所、避難経路の確認をお願いします。

(第3号様式)

番 号  
年 月 日

様

香川県知事

知事賞の交付について

年 月 日付で申請のありました下記事業に対する香川県知事賞の交付については、  
次の理由により不承認とします。

記

事 業 名 :

不承認の理由 :

(第4号様式)

事業実施報告書

年 月 日

香川県知事

殿

申請者 名 称

代表者氏名

事業名	
主催者	
共催、協賛、後援等	
開催期日 ※募集期間、表彰日も記載	
開催場所	
対象者数 (参加者数、出品数等)	
被授与者の氏名、住所、連絡先(電話番号)  (氏名は、雅号ではなく本名を記載。児童・生徒の場合は、住所、連絡先は学校名と学年を記載)	
連絡先 (住所、氏名、電話番号等)	
備考	